



令和4年第8回総会

会 議 録

期 日 令和4年8月26日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和4年第8回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年8月26日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	37	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	38	農地法第5条許可申請について
4	39	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8月26日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第4号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

1番 天達 範隆 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 加治屋昭男
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和4年第8回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。14番桑原委員、2番原田委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第37号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号124号から127号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇外2名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外3名です。

解約面積は畑のみ18筆で27,883㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号124号から整理番号127号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。

〔整理番号23号〕

整理番号23号の申請地は金山西町〇〇番, 畑, 1,106 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は車及びコンテナ置場です。

申請事由は、「申請地をトラック及び集荷用のコンテナの置場として利用したい。」とのことです。

整理番号23号の申請地は, 4・5 ページに掲載してあります。

申請地は, 金山浄水場から南西側〇〇mに位置しています。

農地の区分は集団性が0.4haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第2種農地と判断します。

転用目的は車及びコンテナ置場で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は大型運搬車両4台分及び集荷用コンテナの置場です。

計画面積は1,106 m²で問題のないものと思われます。

転用にあたり, 現況のまま整地し, 周囲は高さ30cmの畦畔を施します。

構築物もなく, 日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

〔整理番号24号〕

整理番号24号の申請地は園見本町〇〇番, 畑, 193 m²外1筆, 合計205 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいであるが, 自己の住宅を建築するため。」とのことです。

申請地は7ページに掲載してあります。

木場町・サニウェイ資材置場から西側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し, 第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており, 致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は, 一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟の建築です。

計画面積は205 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり, 境界にはブロック積みを施してあります。

建物は高さは5.0mの平屋であり, 境界より1.0m控えて建築します。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

〔整理番号25号〕

整理番号25号の申請地は別府東町〇〇番, 畑, 696 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は車両の販売展示場です。

申請事由は、「経営している自動車修理工場の向いにある申請地を車の展示場として利用したい。」とのことです。

申請地は9ページに掲載してあります。

別府小学校敷地より南東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が10ha以上の第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を販売展示場(車置場)の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、車両販売展示場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考え

ます。計画面積は696 m²で問題のないものと思われま

す。計画内容は、販売用の自動車50台分の展示場、車置場としての利用です。

転用にあたり、現状のまま、整地しますが、西側の農地は30cmほど高く、法面があり、そのまま利用します。北側及び東側境界にはブロック積が施してあ

りません。西側農地境界より2.0m控えて、利用する計画であり、また、工作物の建築は

ありません。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号23号から24号について、篠原委員をお願いします。

4番(篠原委員) 8月17日に眞茅農業委員、桑原推進委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号23号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇さん、本人です。

転用目的は車及びコンテナ置場です。

23号の申請地は、説明にありま

す。申請地の南側は、高さ2mぐら

なお、南側にある高土手で、雨水で2ヶ所ほど、くずれていたため、補修をおこなうよう指導しました。

また、土地の境界にクイがなく、判りにくかったため、隣り合う所有者と、十分な確認をおこなうよう指導しました。

車の出入りは西側道路からおこなうとのことです。

車置場のため、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

周りに畦畔を設けて、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、3か所、ため柵を作り、地下浸透させますが、流れ出すものは、西側の道路を通じて、側溝により流します。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われます。

続きまして、整理番号24号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

24号の申請地は、説明にありましたとおり、園見本町に位置する小集団の農地で、現在、保全管理された畑です。また、住宅街の一角でもあります。

申請地北側は宅地、南側は道路、東側は道路、西側は宅地です。

周囲に農地はありません。

西側、北側はブロック積みが設置されており、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

平屋であり、境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、自然流下及び溜柵により南側・側溝へ放流により処理します。

生活排水は合併浄化槽で処理後南側・側溝に排水する予定です。

また、工事をおこなう時は、隣地の所有者へ住宅建築の周知をおこなうよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号25号について、眞茅委員。

7番（眞茅委員）整理番号25号について報告いたします。

8月17日に篠原農業委員、俵積田正康推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は車両販売の展示場です。

位置としましては、事務局の説明にありましたとおり、畑かん地域に隣接する10ha以上の農地内で、現在、不耕作の畑です。

現況としましては、北側は30cmくらい高いかんしょ畑です。西側は県道、東と南側は農地と宅地、一部申請者の雑種地となっています。

境界には、東側、南側には、既存のブロック積みが施されており、現状のまま、整地して使用することでのことでした。

雨水については、地下浸透させるとのことでしたが、念のために、集水桝を設けて、直接、道路に流れ出さないように指導・助言しました。

構築物もなく、周辺農地への日照通風等支障の問題もないため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（俵積田広昭委員）申請地の25号について、この西側の県道のところに歩道が設置されています。出入りがあつたら危ないんじゃないかと思つて。

7番（眞茅委員）その点については歩道の乗り入れ口を短縮して使用することでのことでした。

議長 よろしいでしょうか。

8番（俵積田広昭委員）はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

7番（眞茅委員）これは今のと同じですけど、23号なんですけども、現地調査をした時に境界クイがなにも設置されていなかったんです。

それで後から業者で境界を検討して下さいということだったんですけども、申請書が来た時点で、境界クイしてますかというところまで指導できないですか。

議長 以前もそういう事で話をしたことがありましたよね。

7番（眞茅委員）はい、同じ行政書士さんです。

事務局 申請書を受付する際に、境界の方の確認はしてますかという問い合わせはするところでありますが、クイまで必ず打ってくださいていうところまでの指摘はなかなか難しいところです。こちらからは、双方の了解を得てますかというところまでの確認はしております。

7番（眞茅委員）そのクイを立てることによって隣接地の方にも周知になると思うんですけど、そこをお願いできればと思つて。

事務局 今後の指導に取り入れていきたいと思つます。

議長 よろしいでしょうか。

7番（眞茅委員）はい、よろしくお願ひします。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号23号から25号の3件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よつて、議案第38号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第39号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。整理番号108号から114号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外6名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外12名で設定面積は、畑が5筆で2,850㎡樹園地が46筆で68,592㎡合計51筆で71,442㎡です。以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
7番（眞茅委員）先日局長にも尋ねたんですけど、〇〇〇〇さんという人が離農するというので農業委員会にも来てるんですけど、新たにまた今年から12年利用権設定をしているのはおかしいんじゃないですかというのは質問をしまして、総会までには返事をしますということであったんですけど、その点お願いします。

事務局 農政課の方にも確認したんですが、議案第37号にも出てるんですが、〇〇〇〇さんのこの分はですね、利用権の種類を変更するという届が今のところ出ておりました、賃貸借じゃやっちゃいけないので使用貸借にしてくださいと、その変更だけの届が今のところ出ているということです。

で、農政課の方には今のところ辞めるという届はまだ出てないものですから、一応このままにしておいて、本人からですねもう利用権設定を辞めるという、中間管理機構を辞めるという届が出た時点でまた対処するというので話は聞いております。

7番（眞茅委員）11番委員、何かそこらへんについて聞いておりませんか。

11番（中原委員）私は聞いてないんですけど、この〇〇〇〇さんの畑はもう別の人が借りているように見受けられます。

事務局 すいません、そこまではこちらでも把握しておりませんので、確認してみて、管理している方は誰か、その方に農政課の方に届を出すように。

11番（中原委員）私がおの方と話をしてみます。

事務局 中間管理機構の方の変更届を農政課の農政係で届をすればいいと思います。管理者が決まっているのであればもうそちらの方に変更届をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 7番委員よろしいでしょうか。

7番（眞茅委員）はい、わかりました。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号108号から114号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第39号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 25 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆 _____

会議録署名委員 桑原 和英 _____

会議録署名委員 原田 克子 _____